

## 亘理町立小中学校における携帯電話の持ち込みに関するルール

1. 携帯電話を持ち込む目的は、原則、緊急連絡手段とせざるを得ない場合（遠距離通学による登下校時の児童生徒の安全確保、公共交通機関を利用した通学など）とする。
2. 学校への児童生徒の携帯電話の持ち込みを求める保護者は、その目的を明らかにした許可申請書をもって申請する。申請及び許可期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。
3. 学校は申請書をもとに事情を考慮し、携帯電話の持ち込みが妥当と判断した場合は、保護者に携帯電話持ち込み許可証を発行する。なお、不許可の場合にも、その旨を保護者に連絡する。
4. 校地内では、携帯電話の電源を切り、使用しない。
5. 校地内での携帯電話の管理は、学校が定める次の（1）もしくは（2）のいずれかとする。

（1）登校時に担任等が預かり、下校時に返却する。

（2）児童生徒が各自のかばんに入れて管理する。

6. 登下校中は、携帯電話はかばんの中に入れ、緊急の場合以外は使わない。
7. 携帯電話の持ち込みは自己責任とし、破損・紛失・盗難等に関して、学校は責任を負わない。
8. 有害サイトなどにつながらないように保護者の責任でフィルタリングサービスを利用する。
9. 亘理町の提言『スマホ・ケータイ依存，トラブルを防ぐために』を親子で確認し、携帯電話がもたらすと思われる弊害等に対する指導を十分に行う。

**【提言①】** お子さんが使用するスマホ・ケータイには必ずフィルタリングをかけましょう。

**【提言②】** 夜間から翌朝まではお子さんから預かりましょう。

小学校1年生から小学校3年生 夜8：00～朝7：00

小学校4年生から中学校3年生 夜9：00～朝7：00

10. 学校や関係機関で実施する携帯電話安全教室等へ積極的に参加し、携帯電話についての正しい知識や態度を身に付ける。
11. 児童生徒が、ルールに従わずに、登下校中に不適切な行為をしたり、在校中に携帯電話をかばんから出したり、使ったりした場合は、学校が携帯電話を預かって保護者に直接返却し、その場合の対応は次の（1）（2）とする。

（1）保護者は学校が指定する時間帯に受け取りに行く。

（2）児童生徒への指導は保護者が行い、必要に応じて学校も指導し、繰り返し違反する場合は、持ち込みを禁止する。

# 携帯電話持ち込み許可申請書

令和 年 月 日

亘理町立 学校長 殿

年 組 児童生徒名 \_\_\_\_\_

保護者名 \_\_\_\_\_ (印)

下記の理由から、校内への携帯電話の持ち込み許可をいただきたく申請します。

## 1 許可申請理由

2 許可申請期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで

## 3 機種名 色等

持ち込む際には下記条件を守るとともに、児童生徒にも責任を持って指導します。

## 記

- ① 登校直後に電源を切り、在校中は携帯電話に触れません。
  - ② 登校後は、すぐに職員室に預けます。個々に保管はしません。
  - ③ 携帯電話の機能を、保護者との通話限定とします。
  - ④ 在校中は、緊急時の連絡にも携帯電話を使用せず、担任等に伝え、学校の電話等を使います。
  - ⑤ 在校中または登下校中の紛失や損傷等については、保護者の責任において対処します。
  - ⑥ 家庭及び学校管理下において、「携帯電話の持ち込みに関するルール」を守ることができない場合には、学校への持ち込みを一時的または長期的に制限します。

# 携帯電話持ち込み許可証

\_\_\_\_\_  
殿  
( 年 組 児童生徒名 )

許可申請期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで

上記児童生徒が、本校に携帯電話を持ち込むことを許可します。

ただし、下記の条件を必ず守らせてください。

令和 年 月 日

亙理町立 学校 校長 (印)

## 記

- ① 登校直後に電源を切り、在校中は携帯電話に触れません。
- ② 登校後は、すぐに職員室に預けます。個々に保管はしません。
- ③ 携帯電話の機能を、保護者との通話限定とします。
- ④ 在校中は、緊急時の連絡にも携帯電話を使用せず、担任等に伝え、学校の電話等を使います。
- ⑤ 在校中または登下校中の紛失や損傷等については、保護者の責任において対処します。
- ⑥ 家庭及び学校管理下において、「携帯電話の持ち込みに関するルール」を守ることができない場合には、学校への持ち込みを一時的または長期的に制限します。